

豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 獅子・狛犬 しし・こまいぬ
指定区分 彫刻
員数 1対(2躯)
時期 南北朝時代～室町時代
所有者 宗教法人 吉田神社 代表役員 水谷雅則
所在地 豊橋市関屋町2番地
指定理由

獅子は像高 49.7 cm・全長 51.7 cm・胸幅 24.5 cm、狛犬は像高 50.7 cm・全長 50.8 cm・胸幅 23.0 cmである。

吉田神社には古像の獅子・狛犬が伝えられている。獣形の像である獅子や狛犬は、一般的に魔除けを目的として神社の社殿内や社頭に一對で置かれることが多い。向かって右に置かれる開口の阿形像を獅子、同じく左に置かれる閉口の吽形像は頭頂部に角の痕跡を残すため狛犬とする。

この獅子・狛犬一對は木造であり、主な頭体を前後三材で構成し、面部や足先などを別材とする。重量感ある筋肉表現であるが、胴部の絞りは緩く、形式化した足首の巻毛表現などから南北朝時代から室町時代頃の作と考えられる。両像とも現状では錆下地や金箔等は剥落し素地をあらわにしている。ただ、錆下地や金箔は部分的に残存し、錆下地の下にそれ以前の漆箔が見える部分もある。また、狛犬については頭部の角と尾を亡失している。

吉田神社の獅子・狛犬は、市域に残る数少ない中世のものである。同社の歴史をものごたる資料として貴重であるため、市の文化財に指定して長く保存すべきものである。



【 獅子・狛犬 】